

2.現代日本における「永代供養墓」

— 3年間の調査の補足と沖縄の動向—

鈴木岩弓（東北大学）

1. 問題の所在

三年間にわたる「無縁社会における墓と追悼の調査研究」と題する冠婚葬祭総合研究所からの受託研究を実施するにあたって、筆者が研究対象として採用したのは、近年のわが国の墓制の中に新たに登場し、現在各地で広く見られるようになりつつある「永代供養墓」の普及の問題である。この種の墓が出現する以前の時代、とりわけ土葬が盛んであった頃の日本においては、身近に死者が出ると、まずはその遺体処理を地域の人々が中心となってい、その後の扱いは葬家それぞれのイエの子孫によって担われることが常であった。言葉を換えて言うならば、葬儀から墓を造るまでの間の〈死者の遺体処理〉を中心とした仕事の中心は近隣の地域共同体の人々に負わされ、遺体埋葬後に墓ができて以降、法事や盆・彼岸などの際に、墓前においてなされる儀礼などを通じて〈死者の霊魂救済〉を目指すのは、イエの子孫の義務として担われてきたのである。

しかしかかる慣行も、近年、人口の都市集中や生業の多様化などの要因が複雑に絡む社会変化の中でその姿を変えてきた。とりわけ火葬率の全国平均が80%に及んだ1970年以降の葬儀は、死者を取り巻く人々の関わりや度合いをさらに変化させた。地域社会の人々による関わりは希薄化し、またその仕事を補完するように、葬儀専門業者の活動の場が反比例して拡大してきたのである。またその頃まで最終的に死者に対峙してきたイエという〈群〉の関わりも、終戦後のわが国民法からイエが姿を消し、戦後70年を経ることに伴いイエ意識も希薄化する中で、その機能を果たせなくなってきた。こうした動向から生まれてきたのが、イエの子孫が未来永劫にその先祖を祀らなくても問題の無い仕組みをもった墓の創造で、近年永代供養墓・合葬墓・合祀墓・集合墓などといった言い方で、人々のさまざまなニーズに応える受け皿が登場している。

第1事業年度の研究報告では「イエ亡き時代の『永代供養墓』」と題し、従来までの「先祖—子孫」というイエを仲立ちに取り結ばれてきた関係性の成立自体が難しい時代を迎えたわが国に登場してきた「永代供養墓」に関するマクロな視点からの実態把握を行った。それに続く第2事業年度の研究報告では、「比叡山延暦寺大霊園にみる永代供養墓」と題して、わが国最初期の「永代供養墓」とされる「久遠墓」を1985年に開設した比叡山大霊園の展開の歴史とその実態に関して報告した。

本年度は、これまでの「永代供養墓」に関する研究の流れに沿った補足として、まずは、

初年度に行った 2001 年までの「永代供養墓」の展開のマクロな把握の時間軸を 2014 年まで拡げてみたい。またそれに関連する第二点として、初年度に指摘した「永代供養墓」研究へ向けた視座に関連して、改めてこの語の概念整理を行ってみたい。そして第三点として、こうした「永代供養墓」の普及の実態を、先祖祭祀に関する伝統的縛りの強いと言われている沖縄県における「永代供養墓」採用の事例を元にみていくことにしたい。

2. 「永代供養墓」普及の時間軸・空間軸

2016 年 5 月に出された初年度の報告書においては、『仏事ガイド』編集部による『永代供養墓の本 増補改訂版』（六月書房、2000 年）に収録された 229 ヶ所の中から、経営主体が公益財団法人営のものを除いた 227 ヶ所のデータを手掛かりにマクロな把握を行った。本書は時代の流れと共に増補改訂が繰り返されており、最新版は 2015 年の 2 月刊行である。これまでに刊行されてきた本書の内容や、ネット上の評価を、版ごとにまとめたのが、

<表1>発行年別『永代供養墓の本』

発行年月	書名	改訂など	総頁数	収録ヶ所	「BOOK」データベースより	「MARC」データベース(抄)
1999.04	『永代供養墓の本』	—	192	140ヶ所余	全国の永代供養墓140ヶ所を紹介したガイドブック。掲載項目は、所在地、連絡先、経営主体、使用資格、料金、供養形態、特色、写真など。宗派別索引付き。	
2000.04	『永代供養墓の本』	増補改訂版	309	229ヶ所		「継承者がいない」「自分ひとりのお墓が欲しい」「子供に面倒をかけたくない」などの様々なお墓に関する悩みを解消する、現代が必要とする新しいお墓の一形式である永代供養墓についてのガイドブック。
2009.03	『永代供養墓の本』	新版増補改訂版	328	453ヶ所	全国の永代供養墓453カ所を集め料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説を併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。	—
2010.09	『永代供養墓の本』	増補改訂四版	392	629ヶ所	全国の永代供養墓629カ所を集め料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説を併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。	2000年刊の新装改訂版。
2012.12	『永代供養墓の本』	増補改訂五版	387	657ヶ所	全国の永代供養墓657カ所を集め料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説を併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。	2000年刊の新装改訂版。
2015.02	『永代供養墓の本』	増補改訂版:六版	417	709ヶ所	全国の永代供養墓709カ所を集め料金や特色など必要な情報と写真を掲載。永代供養墓についての解説を併収。全国で初めての永代供養墓のガイドブック。もうお墓で悩まない、これからの新しい形。	—

<表 1 >である。

この表より明らかなように『永代供養墓の本』は、初版刊行の 1999 年から足かけ 16 年で、頁数が 2.2 倍、収録件数は 5.1 倍に急増している。その間には増補改訂版、新版などが何度か出され、現在入手可能な最新刊では「増補改訂版」の六版となっている。かかる展開は、本書で扱う「永代供養墓」そのものが急増していることの証左であり、そうした墓に対する社会の関心の高さを反映しているものと考えられよう。本書はまさに、<表 1 >に収録した『『Book』データベース』が指摘していると通りの「全国で初めての永代供養墓のガイドブック」なのであろう。

前回分析に使った「増補改訂版」と比べ、今回使った「増補改訂版：六版」には三倍以上の 709 ヶ所の案内が掲載されている。新規収録の「永代供養墓」には近年新造のもののみならず、以前までの版の刊行時には把握されていなかった「永代供養墓」も加わっており、より実態に即した資料が納められていると言えることができる。収録された事例を、都道府県別に設置年の点から整理したものが<表 2 >である。

<表2>都道府県別「永代供養墓」の設置年

都道府県	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16	H15	H14	H13	H12	H11	H10	H9	H8	H7	H6	H5	H4
北海道	1		1						1		1		1	1	1		1		1				
青森														1			1						
岩手					1				1		1								1				
宮城			2				1	1			1		2	2	1		2	1					1
秋田												2				1							
山形						1						1	1			1		2					
福島		1					1	1						2	2	2		1		1			
茨城							2		1	1			2		2	3		3					1
栃木					1	1			1			1		1	3	4	3			1			2
群馬				2					2		2					1		2	1			3	1
埼玉	2	2	5	2	3	6	7	2		3	5	5	10	3	3	3	5	5	5	3	2	1	2
千葉	1	4	2		2	3	5	1	3	2	2	2	1	3	6	2	4	1	2			1	
東京	1	2	4	5	1	7	5	2	2	6	5	5	8	3	8	8	6	6	6	7	6		8
神奈川		1	3	1	5	5	4	3		1	2	8	3	5	3	2	3	3	3	5	3	2	2
新潟					1		2					1	4	1	1	1						1	1
長野					1				1		2	2	2	1		1	1						
山梨					1	1				1		1		1	1							1	
富山																							
石川																		1					
福井							1										1						
岐阜									2				1			1							
静岡		2			1				1	1	2	3			5	6	2	1	2		1		1
愛知				1	1	1			1	1	3		1	1	1	1			2				
三重					1				1		1			1			1				1	1	
滋賀			1			3	1	1		1					1			1					
京都					1	4			1	1		2	1	1	1	3		2					
大阪			1		3	1	2	3		1	1	1	2	3	2	2	1		4		1	1	
兵庫		1			1	1	2			2				1		1	2		3	1	1		
奈良		2		1			1						1			1							1
和歌山	1			1	1		2				1			1			1						
鳥取																1							
島根							1	1			1					1							
岡山							1	1		1				1		1	2						
広島						1	2	1			1		1										
山口											1		3	1	1								1
徳島																			1				
香川					1			1															
愛媛												1	1	1					1				
高知																			1				
福岡		1					1	1			1	1			1		1			1			
佐賀								1	1		1	1			1		1						
長崎			1			2		1						1									
熊本															1		2						
大分						2						1			1		2						
宮崎														1					1				
鹿児島														1									
沖縄				1	3	1																	
年別小計	6	16	20	14	29	40	41	21	19	22	34	38	45	38	46	47	42	29	34	19	19	12	16

<表2> 都道府県別「永代供養墓」の設置年

H 3	H 2	H 1	S63	S62	S61	S60	S59	S58	S57	S56	S55	S54	S53	S52	S51	S50以前	不明	合計	都道府県
																		9	北海道
																		2	青森
																		4	岩手
		1																15	宮城
																		3	秋田
																		6	山形
																		11	福島
	1			1	1	1												19	茨城
		1																19	栃木
			1	1														16	群馬
3	1	1	1		1	1									1		1	94	埼玉
		1		1							1							51	千葉
1	3	4						1		1			1			1	1	124	東京
1	2							1										73	神奈川
		1																14	新潟
																		11	長野
		1	1															9	山梨
																	1	1	富山
																		1	石川
																		2	福井
1																		5	岐阜
																	1	29	静岡
		2															1	17	愛知
																		7	三重
							1											10	滋賀
		1														1		19	京都
		1																30	大阪
		1																17	兵庫
																		7	奈良
			1															9	和歌山
																		1	鳥取
																		4	島根
																	1	8	岡山
																		6	広島
																		7	山口
	1															1		3	徳島
			1															3	香川
																		4	愛媛
																		1	高知
																		8	福岡
																		6	佐賀
																		5	長崎
																		3	熊本
																		6	大分
																		2	宮崎
			1													1		3	鹿児島
																		5	沖縄
6	8	15	5	4	2	3		2		1	1		1		1		9	709	

『永代供養墓の本』増補改訂版：六版より作成

(1) 設置時期

初年度の資料分析の結果から明らかになった最古の設置時期は昭和40年であったが、これが今回の資料からは昭和3年に開設された国柱会の「妙宗大霊廟」までさかのぼることが明らかとなった。この事例で「永代供養墓」の呼称が用いられているか否かは未確認であるが、内容的には現代の「永代供養墓」と同様の方向を模索する動きがこの施設の中に結実しているものと思われる。現在「永代供養墓」が普及していく理由として、イエの子孫がイエの先祖の面倒を見る仕組みが立ちゆかなくなっていることがしばしば指摘されるが、こうした問題は、実はイエが民法で規定されていた時代においても既に頭をもたげていたことが窺え興味深い。

設置された年別でみると、一年当たりの設置件数が最も多いのは平成11（1999）年の47件で、以下平成12（2000）年46件、平成14（2002）年45件、平成10（1998）年42件と、世紀の変わり目前後に集中していることがわかる。そしてこれに続くのが平成20（2008）年の41件、平成21（2009）年の40件である。初年度の報告書では、

マクロな視点から言うならば、「永代供養墓」は1980年代半ば頃より普及し始め、90年代半ば頃からはその増加が加速してきた新たな流行現象であることが明らかになる。その背後にこそ、わが国のイエ、とりわけイエ意識が衰退しつつある社会の変化が示されているものと考えられよう。

とまとめてみた。今回整理した表2からも、「永代供養墓」の普及は1980年代半ば頃から顕著になった、ことは明らかになる。この点は、『Sogi』編集長の碑文谷創が「お墓の変化の先駆となったのは80年代末の永代供養墓であろうと思います」（「座談会 お墓の『いま』」『Sogi』82、表現文化社、p.37）と指摘することと大凡は重なる方向である。しかし「その増加が加速してきた」のは、「90年代半ば頃」という前回の指摘は必ずしも正確ではないことが明らかになった。上記した結果からは、ちょうど世紀の変わり目頃から件数の急増が見られることがわかってきたからである。そう判断をしてしまった理由の第一として、同じ『永代供養墓の本』であっても、前回使用した2000年版と今回の2015年版の間の15年の違いで、収録件数が3.1倍となったわけで、情報量の違いによって、実態把握の精度が上がってきたという理由があげられよう。そしてさらに、そもそも「永代供養墓」の社会実相の流れを鳥瞰するに際しては、2000年時点の動向では、まだ大きなトレンドが生まれていなかったということもできよう。

(2) 分布地域

都道府県別で最も多く「永代供養墓」が見られるのは、前報告時と同様に東京都であった。その件数は55件から124件に倍増以上となったが、全国の「永代供養墓」数に占める

割合は24.2%から17.5%に減少した。また上位三位は、前回と同様東京都・埼玉県（前回31件：今回94件）・神奈川県（前回27件：今回73件）であったが、これら一都二県の合計は前回113件（49.8%）であったのであるが、今回は291件（41.0%）となって、件数の増加は認められるものの、その割合は8.8%の減であった。ここより、「永代供養墓」の普及に関しては、初年度の報告で指摘したのと同様、首都圏から次第に全国に広がりだしている実態が認められるが、その勢いは若干落ちていることがわかる。

また<表2>を地方別に見ると、関東地方が396件で55.9%（前回は65.2%）中部地方が96件で13.5%（前回は11.3%）、関西地方が92件で13.0%（前回は8.4%）となり、また前回是一件もない県が7県あったのだが、今回からは全都道府県に最低でも一ヶ所確認されることとなった。前回0件の中には、真宗王国とも言われる石川県と富山県が入っていたが、今回は両県とも一ヶ所ずつ設置されていることが示されている。以上より、首都圏から始まった「永代供養墓」の普及は、現在なお地域間に濃い薄いの差異はありながら、明らかに全国規模の運動となって展開しているものといえることができる。

3. 「永代供養墓」の語

前章で見たように「永代供養墓」は、現代日本において全国各地に確実に普及している。インターネットでも、「永代供養墓」を検索すれば、多くのサイトへと行き着くことが出来る。しかしそうした時に改めて考えてみたいのは「永代供養墓」という語が、如何に定義され如何に理解されて使用されてきたかと言う点である。

こうしたことを考えるわけは、「永代供養墓」を管理運営しているサイトで書かれている「永代供養墓」の定義にズレを感じるのが時々見られるためである。例えば「イオンのお葬式」という言い方で葬祭業界に参入したイオンでは、イオンライフ株式会社が「永代供養墓」を扱っているが、そのサイトでは「永代供養墓」を

寺院が責任をもって、永代にわたって日々のご供養と管理を行なっていく墓地のことです。他の方と同じ場所に安置されることから合祀墓（ごうしば）、合同墓とも呼ばれています

と説明している。しかし前章において使用した『永代供養墓の本』に収録されている「永代供養墓」の中には、寺院管理でない事例も珍しくは無い。こうした異同があるのは、ある意味「永代供養墓」の用語が一人歩きしている現実を示していることでもあろう。ここではこうした言葉の問題について考えてみたい。

(1) 『現代用語の基礎知識』にみる「永代供養墓」の記述

言葉の使われ方に関する時代別の変化を押さえる手掛かりとして、ここでは『現代用語

の基礎知識』の記述を参考にしたい。『現代用語の基礎知識』は戦後間もなくの1948年に発刊されて以来、マスコミを賑わした用語が毎年加除されながら刊行されている。『広辞苑』などの辞書の多くは、社会に定着したことが確認された用語のみを収録するのに対して、『現代用語の基礎知識』の場合は、まさにその題名通りに、その時々社会に受け入れられつつある段階の用語が収録されている点で、社会の動きのより先端部分の動向を反映しているものと見なすことが出来る。

最初に『現代用語の基礎知識』に「永代供養墓」の項目が登場するのは、2007年版からである。この時の収録位置は、毎年恒常的に扱われてきた領域ではなく、「100万人の生活スタイル事典 15の用語集」の一つとして組まれた見開き二頁の項目、「最近の『お葬式』の方法と用語」に関する20のキーワードの一つとして収録されている。おそらくこの時点では、葬送墓制に関する項目を、一つの領域の中で扱うことの可否がまだ見えていなかったのであろう。とはいえこの時以降、毎号「永代供養墓」の語は本書に収録されることになる。執筆者は一貫して変わらず、2016年10月の廃刊までの四半世紀以上にわたり葬送関係の専門雑誌『Sogi』の編集長を務めてきた碑文谷創である。2007年、最初に登場した時の記述は以下ようになる。

墓が存続するには承継者が必要だが、承継者がいなくても存続する墓のことをいう。共同墓形態が多い。仏教寺院により1980年代の後半から始まり普及。公営で承継者不要の墓は「合葬式墓地」という。 (『現代用語の基礎知識』2007年)

ここより「永代供養墓」の一番の要点となるのは、「承継者不要の墓」という点であることが明らかになる。そして「承継者不要の墓」であっても運営主体に従って区分し、寺院営であるものを「永代供養墓」、公営であるものを「合葬式墓地」と用語の使い分けをしていることがわかる。その意味から言うなら、「永代供養墓」という語の厳密な意味は「仏教寺院が運営する承継者不要の墓」ということになるのであろう。従って、前述のイオンの「永代供養墓」の記述は、碑文谷の定義と一致しているものと言える。

「1980年代の後半から始まり」という指摘については、第2章の<表2>に見る限り、大筋の傾向性としては当てはまるが、厳密に言うと「始まり」はさらに以前に求められることが出来ることは前述した。この点のさらなる精緻化のためには、「永代供養墓」という用語の初出を明らかにする必要がある一方、語の使用の如何に関わらず、そうした語で表される“実態”がどこまでさかのぼることが出来るかと言った点の確認も課題となろう。

翌2008年版では、「永代供養墓」は「巻末特集」の「世の中ペディア」の中で採り上げられ、次のようにまとめられる。

墓を存続させるには承継者が必要だが、承継者が不要の墓のことをいう。墓はこれま

で家の祭祀であったが、個人の祭祀へと移行している象徴。共同墓形態が多い。仏教寺院により 1980 年代の後半から始まり普及。現在では全国の約 500 寺院墓地にあると推定されている。公営が経営する承継者不要の墓を「合葬式墓地」という。

(『現代用語の基礎知識』2008 年 1 月)

ここでは前年と比べて、「墓はこれまで家の祭祀であったが、個人の祭祀へと移行している象徴」と「全国の約 500 寺院墓地にあると推定」の二文が加えられている。このうち後者の一文は数年続いた後に削除されることとなる。その裏には、「永代供養墓」の普及が進んできたと言うこと、さらに言えばそうした墓の数を把握することが難しいことがあげられよう。

以上のような経緯を経ながら、最新版の『現代用語の基礎知識』では、以下のようにまとめられている。

墓の存続には承継者が必要だが、承継者が不要の墓のことを永代供養墓という。墓が家の祭祀から個人の祭祀へと移行している象徴。共同墓形態が多い。公営が経営する承継者不要の墓を「合葬式墓地」(合葬墓)という。

(『現代用語の基礎知識 2017 年』2017 年 1 月)

分量からすると、最初にこの語が登場した 2007 年版とほぼ同じに減少している。内容から見ると、ここでは「仏教寺院により 1980 年代の後半から始まり普及」の一文が消えている。そのため、第一に「永代供養墓」の説明から「仏教寺院」の限定がとれることになった。また第二に「1980 年代の後半から始まり」が消えたことで、「永代供養墓」の誕生時期について明言を避けるようになっていようにも思われる。こうした記載内容の変化は、一人の執筆者がさまざまな情報から“現実”を読み取っていく作業の中で試行錯誤していく思索の結果なのだとはいえるが、また他方で、こうした説明の変化の背後には、用語の意味自体、人が気付かぬうちに社会の中で変化しているということも考えられよう。

(2)事典・辞典・雑誌記事に現れた「永代供養墓」

そこでそうした用語の変化の問題を、この間出版された事典や辞典、そして雑誌記事などにおいてなされた「永代供養墓」の説明の中から見えていくことにしよう。以下に示すものは、筆者がたまたま集めてきた「永代供養墓」の説明で、こうした事例の全てが網羅的に覆われているわけではない、と言う限界のもとでの把握である。以下に、古いものから新しいものへ並べてみたが、ここには『現代用語の基礎知識』の記述は載せていない。

2002.02 (山本雅道「墓地・墓石をめぐる法律問題」『神葬祭総合大事典』雄山閣)

寺院などが永代にわたり供養することを約束して販売するもの〔墓：引用者注。以下同様〕。一区画ごとに墓石をたてるタイプや納骨堂タイプ、数人まとめて墓に入る合葬タ

イブなどがある。個別の墓は死後一定期間を経た後に合葬する。供養はお盆や彼岸など定期的に営むのが一般のようである。

2005.12 (『民俗小辞典 死と葬送』吉川弘文館)

一つの墳墓に、複数の死者を葬った墓のこと。

2007.02 (藤井正雄・八木澤壯一監『日本葬送文化大事典』四季社)

後継ぎの有無に関係なく、永代にわたる供養と管理を生前に契約しておくお墓のこと。

2008.01 (『週刊ダイヤモンド』第96巻2号)

「永代供養墓」のメリットはまさに後に憂いを残さない点である。生前に契約することで、供養の費用まであらかじめ自分で負担しておくことができるため、無縁になるという不安感を取り除くことができる。……墓が結ぶ新たな縁がある。

2008.07 (小谷みどり「夫婦墓・個人墓」『プレジデント50+』)第46巻第14号、プレジデント社)

子々孫々の継承を前提としないもの〔墓〕で、子孫に代わって墓地経営者が供養や管理をする〔墓〕。血縁を超えた人とお墓

2009.01 (『週刊ダイヤモンド』第97巻4号、p.36)

寺檀制度の根幹を成す墓の世界でも、異変が起き始めている。その代表が永代供養墓の登場。永代供養墓とは子供が継承する必要がない墓のこと。従来の墓は大家族単位で建立し、親が亡くなれば次の家長が継承していくというまさに家制度の上に成り立っている。ところが核家族化が進んで家制度が崩壊しつつあり、従来の墓は無用どころか邪魔なものと感じる人も出てきた。だから永代供養墓がもてはやされる。

2009.01 (『週刊ダイヤモンド』第97巻4号、p.48)

永代供養墓は後継者が要らない墓だけに、将来の檀家減少は必至だ。

2010.04 (『週刊東洋経済』第6256号、p.92)

寺院が永代にわたって供養と遺骨管理をする永代供養墓が登場したのは、1980年代後半のこと。「跡継ぎのいない墓」として注目を集める

2011.02 (『週刊ダイヤモンド』第99巻8号、p.43)

他の人と一緒に墓に入って供養してもらう永代供養墓

2013.03.10 (『現代『死と葬送』基本用語事典』『Sogi』表現文化社、p.32)

一般の墓を存続させるためには承継者が必要ですが、承継者が不要な墓のことを「永代供養墓」といいます。

2013.10.26『週刊東洋経済』第6492号、p.67

永代供養墓は承継者の有無を問われず、跡取りがいない人も生前に契約できる。また供養も寺や霊園の管理者が行ってくれる。

2014.02(間芝志保「墓制度」蓑輪頭量編『事典 日本の仏教』吉川弘文館、p.496)

墓地経営者が無期限で墓の供養と管理を行う (墓)。

2015.02 霊園ガイド編集部編『永代供養墓の本』増補改訂六版、六月書房

承継者の有無に関係なく、寺院や霊園が永代にわたる供養・管理を約束するお墓のことで、生前にも申し込みができるというもの

2015.07(『終活読本 ソナエ』Vol.9、産経新聞出版)

子々孫々による継承を前提とせず、主に寺や霊園が子孫に代わって供養する墓。本人の生前申し込みを前提とする寺も多い。個人、家族、血縁を超えた複数人での納骨などさまざまな形態がある。

2015.08(『週刊東洋経済』6609号 p.71)

寺などの運営管理者が家族に代わり供養と墓の管理を行う「永代供養墓」

2016.07 (『日経おとなのOFF』No.183、日経BP社)

家墓に対して、不特定多数の遺骨を同じ空間に安置し、一族で承継していかないタイプの墓。

cf.家墓：墓地に土地を求めて墓石をたて、祭祀継承者によって受け継がれていく従来型の墓

2017.02 (「お墓の引っ越し用語集」『終活読本 ソナエ』2017年冬号、産経新聞社)

子々孫々による継承を前提とせず、寺が供養するタイプの墓。最初から他人と一緒にの墓や納骨堂に合葬(合祀・集合・合同)される形式や、十三回忌、三十三回忌、といった区切りまでは個々に安置され、その後に合祀されるなど、さまざまなケースがある。個々に安置される期間を「永久」としているところもあるが、多くは期間を区切っている。「永代」という意味をめぐってトラブルが起きることもある。

以上の中で直線の下線を付けたところは、それぞれの記述の中で「永代供養墓」の意味を説明している要と思われる部分である。その多くで触れられている点は、墓の「承継」の問題である。つまり墓というのはこの世から姿を消した死者のために作られる施設であるが、そうした施設が維持されるために欠かせないのが、墓の承継者である。そしてこれが従来までのイエ制度が盛んであった時代には、子孫の義務として社会的に認知されていたのであるが、その仕組みが揺らぎだした現代社会において、子孫に代わる墓の承継者の模索が「永代供養墓」を作る目的だというのである。こうした指摘が「子々孫々の継承を前提とせず」「承継者の有無を問われず」「後継者が要らない」「家族に代わり」などといった表現になっているものと解される。

ならば従来までの子孫の役割を担うのが誰かという点については、「墓地経営者」という広い概念でまとめるものと、もっと具体的に「寺院」と限定的に説明している場合の両極がある。墓地は一般に「私有墓地」と「公有墓地」に二分されるが、前者はさらに「法人営墓地」と「個人有墓地」に、後者は「公営墓地」と「部落有墓地」に分けられる。ここで問題となる墓の承継を子孫に代わって行う運営主体として考えられうるのは地方自治体による「公営墓地」と「法人営墓地」の中の「宗教法人営墓地」「公益法人営墓地」で

ある。とはいえ上に引用した多くは、運営主体としての寺院は明記するが、それ以外の行政や公益財団法人のケースに触れることは少ない。そうした理由としては、寺院が「永代供養墓」の運営にあたるケースが多いためということも考えられるが、さらには「永代供養墓」のネーミングにも反映されているものと思われる。

今年になって刊行された『広辞苑』第七版においては、「永代供養墓」の項目は見当たらないものの、「永代供養」の語は収録されている。それによると「永代経に同じ」とあり、さらに「永代経」の項目を見ると、「故人の供養のため、毎年の忌日や彼岸などに寺院で永久に行う読経。永代読経。永代供養。祠堂経」とある。「永代供養」という用語自体が仏教に関係した用語であることから、「永代供養墓」についても永代供養をするための墓として、仏教に関連した施設と考えることは自然なことと思われる。そうした流れの中、「永代供養墓」というのが寺院をその運営主体とするものと考えすることは、違和感なく理解されているものと思われる。とはいえ上述の如く、墓地の運営主体の中には宗教法人としての寺院のみならず、行政や公益財団によるものがあり、そして実際にそうした運営主体による「永代供養墓」が数多く見られる現実がある。そのように考えると、「永代供養墓」の運営主体を仏教寺院に限定する定義をすることは、現実にはそぐわないことになりそう。またこの点は、碑文谷による『現代用語の基礎知識』における「永代供養墓」の説明の中から、最初にあった「仏教寺院」の限定が消えていったこととも対応しているものと思われる。

4. 沖縄県にみる「永代供養墓」の展開

以下では、沖縄県における「永代供養墓」の展開状況についてみていくことにしたい。こうした事例に関心をもつ理由は、沖縄県における信仰習俗の特徴として、従来から強く指摘されてきた点は、先祖祭祀が非常に盛んで、先祖あるいはその象徴ともなる位牌を指す「トートーメー」の継承は厳密な仕来りでなされている点であった。それが第2章で扱った『永代供養墓の本』の分析をする内、前回は「0件」であったものが、2015年版になると「5件」に増加していたのである。そこで今年度の調査では沖縄県の事例を見ることで、新たな動向の意味を考えてみたい。

『永代供養墓の本』に収録されている5件は、実はみな同じ「公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会（以下、整備協会と略称）」の運営する「永代供養墓」であった。以下では、この整備協会の運営によるメモリアルパークが展開してきた事例を手掛かりに、その実態を見ることにしたい。

整備協会のパンフレットによると、「沖縄県メモリアル整備協会の供養のカタチ」は以下のようにまとめられる。

これまで、「お墓」や「供養」は親から子、孫へと継承されて行くものと考えられて

いました。しかし、世帯人口の減少や少子化など社会環境や価値観の変化により、「お墓」や「供養」のカタチも時代のニーズに合わせ多様化してきました。自分にあった「お墓」や「供養」を選択することはとても大切なこと。私たちは、お客様のお悩みや心配事、ご要望と一緒に考え、お客様のご希望に合うお墓や供養方法を見つけるお手伝いをいたします。

整備協会の歴史的展開は、次頁の〈表3〉にまとめた。ここに見るように、整備協会では、沖縄県各地に7ヶ所のメモリアルパークを開設し、各地域のニーズに応じた管理型公園墓地を運営している。具体的に言えば、本島の北から「やんばるメモリアルパーク」「具志川メモリアルパーク」「泡瀬メモリアルパーク」「中城メモリアルパーク」「大里メモリアルパーク」そして「宮古島メモリアルパーク」「石垣メモリアルパーク」である。それぞれのメモリアルパークでは、管理型公園墓地の「一般墓」・海洋散骨と永代供養を結びつけた「美ら海」・永代供養の家族墓「結」・永代供養の樹木葬「花想」などいろいろなタイプの供養が考えられている。ここでは「沖縄県初の永代供養墓 終活時代のお墓のカタチ」と銘打って展開している永代供養・納骨堂の「おきなわ霊廟」について見ていこう。



〈写真1〉具志川メモリアルパーク遠望



〈写真2〉名護やんばるメモリアルパーク
一般墓背後から「おきなわ霊廟」・永代供養家族墓「結」を望む



〈写真3〉位牌の永代供養のための「位牌供養塔」(中城メモリアルホール)



<写真4> 永代供養・海洋散骨「美ら海」 (中城メモリアルホール)

<表3>沖縄県メモリアルパーク関連年表

年	月	日	事項
1994	11	15	沖縄県知事より協会設立の許可
1994	11	30	(財)沖縄県メモリアル整備協会設立
1995	3	28	(財)沖縄県メモリアル整備協会設立発表式典
1995	4		平成7年度那覇・浦添・県内市町村墓地実態調査(～7月)
1995	9	30	「沖縄お墓シンポジウム」主宰
1995	9		第一回墓地意識調査(～11月)
1996	2		第二回墓地意識調査(～3月)
1996	4	4	「お墓についての座談会」主宰
1996	4	26	「沖縄お墓シンポジウムⅡ」主宰
1998	9	30	泡瀬メモリアルパーク墓地経営許可取得
1999	11	11	泡瀬メモリアルパーク開園
2000	3	29	中城メモリアルパーク墓地経営許可取得
2000	4	20	浦添市無縁骨収蔵墳墓完成
2001	12	10	中城メモリアルパーク開園
2005	6	10	大里メモリアルパーク墓地経営許可取得
2006	4	4	具志川メモリアルパーク墓地経営許可取得
2006	5	25	大里メモリアルパーク開園
2007	3	22	具志川メモリアルパーク開園
2007	11	13	中城メモリアルパーク第2期墓地経営許可取得
2008	8	8	中城メモリアルパーク第2期開園
2008	9	11	中城メモリアルパークおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2009	3	31	具志川メモリアルパーク第2期墓地経営許可取得及びおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2009	9	19	中城メモリアルパークに「おきなわ霊廟」完成
2010	4	28	大里メモリアルパークおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2010	4	29	中城メモリアルパークに「位牌供養塔」完成
2010	5		具志川メモリアルパークに樹木葬「花想(はなうむい)」完成
2010	11	19	具志川メモリアルパークに「おきなわ霊廟」完成及び第2期開園
2011	2		中城メモリアルパークに樹木葬「花想(はなうむい)」完成
2011	7	16	大里メモリアルパークに「おきなわ霊廟」完成
2011	10	18	大里メモリアルパーク第2期墓地経営許可取得
2012	4	27	大里メモリアルパーク第2期開園
2012	9	19	沖縄県知事より公益財団法人として認定
2012	10	1	公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会設立
2013	11	6	名護やんばるメモリアルパーク墓地経営許可取得
2013	7	1	大里メモリアルパークに期限付き墓「結(ゆい)」完成
2013	11	22	宮古島メモリアルパーク墓地経営許可取得及びおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2014	3		第1回おきなわ終活フェア開催・協賛
2014	4	1	宮古島メモリアルパーク開園
2014	6		「オキナワン・ライフエンディングステージ」構築事業を、沖縄県が平成26年度「地域連携プロジェクト推進事業」に認定
2014	6	1	名護やんばるメモリアルパーク開園
2014	10		南風原町兼城に「メモリアル終活支援センター」を開設
2014	12		宮古島メモリアルパークに「おきなわ霊廟」及び管理棟完成
2015	3		第2回おきなわ終活フェア開催・協賛
2015	4		一般社団法人終活カウンセラー協会沖縄支部が発足/終活支援センターにて〔終活セミナー〕初開催
2015	5		中城メモリアルパークに終活サロン「lively(リベリイ)」オープン/中城メモリアルパークにて「終活セミナー」初開催
2015	8		名護やんばるメモリアルパーク第2期墓地経営許可取得及びおきなわ霊廟(納骨堂)経営許可取得
2015	10		第3回おきなわ終活フェア開催・協賛
2016	4		名護やんばるメモリアルパーク「おきなわ霊廟」完成予定
2016	8		石垣メモリアルパーク開園
2018	1	10	八重瀬メモリアルパーク予約開始/「永代供養付き墓地第1期墓石ラインナップ」
2018	2		石垣メモリアルパークに永代供養墓「おきなわ霊廟」完成
2018	4		八重瀬メモリアルパーク開園予定

「おきなわ霊廟」は納骨堂と永代供養墓とを合体させたような施設である。建物の外には、祭壇が設けられてあり、毎月一回、各メモリアルホールで開催される「合同供養法要」

の会場となる。僧侶が法要を司祭するが、100名近くの参加者がある場合もあり、施設前にテントが張られる場合もある。



<写真5>具志川メモリアルパーク「おきなわ霊廟」前における合同供養法要

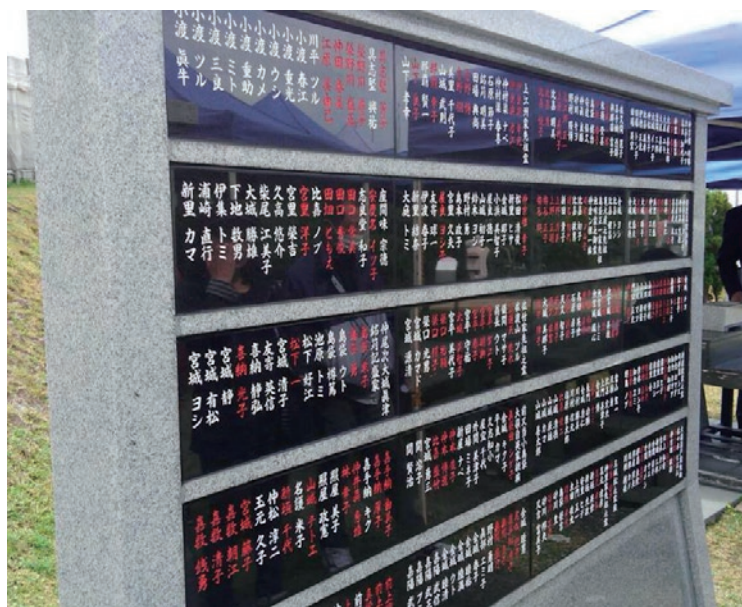
霊廟の建物の中には納骨堂があり、まずそこに遺骨を一年間安置して行う「一年安置供養」をした後に、遺骨を納骨袋に移して霊廟内の合同供養墓へ納骨するという経過を経る。



<写真6>具志川メモリアルパーク「おきなわ霊廟」内部の納骨堂

「合同供養墓」への納骨を済ませた人の名前は、霊廟の脇に立つ「久遠の礎」に記名彫刻されることとなる。整備協会で設定している墓には一般墓もあるが、その他の形式の墓、

海洋散骨の「美ら海」では一部を「おきなわ霊廟」に納骨し、「結」や「花想」も契約期間が過ぎると最終的には「おきなわ霊廟」に遺骨を納めることになっており、いずれの場合も最終的には永代供養の「おきなわ霊廟」内の「合同供養墓」に納骨されて、「永代に渡り」供養されるというシステムをとっている。



<写真7>具志川メモリアルパークの「永遠の礎」

「永遠の礎」には、納骨された死者の名前を彫り記すことになるが、<写真7>からも明らかのように、現時点では「朱」の入った人の名前が多々見られる。これは生前契約をした生者の名前で、このことが示すように、沖縄においても近年、「永代供養墓」に対して関心をもつ人が多いことが明らかになる。

沖縄県では先祖祭祀に関わる墓地問題は、従来なかなか触れることの出来ないタブー視される領域であった。そうした中でとりわけ無縁墓の扱いは大きな問題で、県内各地に散在する個人墓は、町の再開発や住民生活の妨げになることが多かったのである。しかしそうした問題の打破のため、厚生労働省の指導の下、「墓地埋葬法」に関する権限を沖縄県から各市町村に対して移譲する動きが2009年1月から開始され、2016年4月に全ての市町村で完了した。かかる法整備推進の影響も、少子化や人口移動などの要因に加えて、墓を移動するための「改葬」や「墓じまい」を行うことを後押しする結果を生むこととなってきたという。そうした流れの中、沖縄においては2017年は「ユンヂチの年」（2017年1月28日～2018年2月15日）とあって、墓や位牌を巡って改葬や交換するのに最適な年だとみなされており、2017年度中には例年を超える数の改葬がなされるものと言われている。沖縄では、こうした伝統的価値観と、日本全国に共通する社会問題などが絡む中で、「永代供養墓」の普及が短期間の内に急速に動き出していることが明らかになった。

5. おわりに

本報告では三年間の研究のまとめとして、「永代供養墓」に対するこれまでの研究を再確認しつつ、「永代供養墓」の現代的意味を追究をするための座標軸を考えてきた。

そうした流れから言うと、『仏事ガイド』編集部による『永代供養墓の本』（六月書房）の分析から明らかになる、わが国における「永代供養墓」普及の実態は、依然として継続しているものと判断される。かかる普及に際して使われる「永代供養墓」の語義については、必ずしも共通理解が得られているとは言い切れず、場に応じて微妙に変化して用いられていることが明らかになった。つまり、概念先行で「永代供養墓」の語が普及していったと言うよりは寧ろ、用語イメージ先行で「永代供養墓」が普及していったという、歴史的歩みが明らかになった。

多様なタイプの「永代供養墓」を見ていくために、第2事業年度には最初期に位置づけられる比叡山延暦寺大霊園における「永代供養墓」の実態を、その展開史にも留意しながら探ってきた。「永代供養墓」の提供が始まって32年経過した著名寺院における事例は、必ずしも他の事例には真似できない、未来永劫個別の墓での供養が保証された仕組みをもつことで特化されており、“死者の記憶”の永続性を求めるニーズに対する受け皿として機能していることが明らかになった。

それに対し第3事業年度では、おそらく日本中で一番祖先祭祀に厳密さが求められると考えられる、沖縄県における「永代供養墓」の現状を探ってみた。今回扱った対象は、沖縄県において中心的に「永代供養墓」の普及を行っている「沖縄県メモリアル整備協会」の事例であった。各地にメモリアルパークという施設を布陣しているこの法人では、檀家制度の存在しない沖縄県において、＜寺とイエ＞との紐帯に代わる＜墓とイエ＞との継続的關係の新たな構築をも視野にしているところが興味深い。「墓じまい」を考えている人々は、他県と同様沖縄県にも多々見られるが、本施設ではそうした人々の先祖の遺骨や位牌を粗末にすることなく、今後へ繋げる仕組みを複数提案している。とはいえ、時間経過と共にそうした別個の仕組みの遺骨は、最終的に「おきなわ霊廟」内の「合同供養墓」に合葬され「久遠の礎」に記名されることで未来永劫に“死者の記憶”が保持されるという仕組みへ収束するというのが本施設の特徴的なシステムである。

「永代供養墓」は多様であるが、こうした個別研究を積み重ねる中、今後の日本の死者供養の仕組みを展望できるものと考えられる。

なお、本稿で扱ってきた「永代供養墓」に対する関心は、わが国の死者に対する扱いが、とりわけ戦後民法から＜制度としてのイエ＞が消え、＜意識としてのイエ＞も希薄になっていることで大きく変化しているという理解に基づいている。かかる関心は、本報告に参加している研究者の一部と共有されており、共同研究としての結果を6月中旬に刊行予定の下記の書籍でまとめている。参考頂ければ幸である。

鈴木岩弓・森謙二編『現代日本の葬送と墓制-イエ亡き時代の死者のゆくえ-』（吉川弘文館、2018年）